

## 決算終了後の富山県への提出書類をお忘れなく！

### 1. 事業報告書等の提出

NPO法人は、事業年度終了後3ヵ月以内（事業年度が4月1日～3月31日の場合、6月30日まで）に**事業報告書等**を、**富山県少子化対策・県民活躍課**（〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 TEL 076-444-9012）へ提出しなければなりません。

県への提出物の様式等については、eとやま.net（<http://e-toyama.net/webapps/index.jsp>）より、最新のものダウンロードの上、ご利用ください。

提出書類	部数	チェックポイント
<input type="checkbox"/> ①事業報告書等提出書	1部	<input type="checkbox"/> 法人名及び代表者名の記載がありますか？
<input type="checkbox"/> ②事業報告書	2部	<input type="checkbox"/> 事業費の金額の合計が、活動計算書の事業費計と一致していますか？
<input type="checkbox"/> ③活動計算書	2部	<input type="checkbox"/> 収支計算書ではなく、活動計算書となっていますか？
<input type="checkbox"/> ④貸借対照表	2部	<input type="checkbox"/> 前期繰越正味財産額が前年度の事業報告書等の次期繰越正味財産額と一致していますか？
<input type="checkbox"/> ⑤財産目録	2部	<input type="checkbox"/> 各書類の正味財産は一致していますか？ <input type="checkbox"/> 活動計算書の前期繰越正味財産額と、前事業年度の次期繰越正味財産額が一致していますか？ <input type="checkbox"/> 貸借対照表の資産合計と負債及び正味財産合計とが一致していますか？
<input type="checkbox"/> ⑥前事業年度の役員名簿	2部	<input type="checkbox"/> 役員の人数は定款に定めたとおりですか？ <input type="checkbox"/> 役員の氏名、役職名、住所、就任期間及び報酬を受けた期間の記載がありますか？報酬を受けていない場合は「無」と記入してください。 [役員に変更があった場合、2（1）の手続きが必要です。]
<input type="checkbox"/> ⑦前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿	2部	<input type="checkbox"/> 社員が10人以上記載されていますか？ <input type="checkbox"/> 社員の氏名及び住所の記載がありますか？

### 2. その他の手続き

(1) 役員の変更があった場合、**役員変更届出書**を、**富山県少子化対策・県民活躍課**へ提出をお願いします。

提出書類	部数	チェックポイント
<input type="checkbox"/> ①役員の変更等届出書	1部	<input type="checkbox"/> 退任・就任されるそれぞれの役員についての記載はありますか？ <input type="checkbox"/> 変更年月日、変更事項、役名、氏名及び住所の記載はありますか？
<input type="checkbox"/> ②役員名簿	2部	<input type="checkbox"/> 変更後の名簿ですか？
<input type="checkbox"/> ③就任承諾及び誓約書の謄本	1部	<input type="checkbox"/> 謄本(コピー)ですか？ <input type="checkbox"/> 日付はありますか？ <input type="checkbox"/> 直筆の署名又は印がありますか？ <input type="checkbox"/> 理事・監事の別が明らかですか？
<input type="checkbox"/> ④住民票の写し	1部	<input type="checkbox"/> 市役所等で交付されたものですか？ <input type="checkbox"/> 発効日から6ヶ月経過していませんか？

(2) 代表者の変更及び再任があった場合、法務局で**代表者の変更の登記**を行う必要があります。

(3) その他、毎年度行わなければならない手続として、**法人の資産の総額の変更**があります。

前事業年度に活動を行っていた場合、通常、法人の資産は変更していますので、法務局で**資産の変更の登記**を行ってください。